

法律第九十一号（平二四・九・一四）

◎特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五年」を「十年」に改める。

第七条第一項中「十年」を「二十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生労働・内閣総理大臣署名）